

農業者の
出産・育児
応援します

不足する
労働力を補う
人材の雇用を
助成します

経営規模を
維持しながら
子育てできる

農業者出産・育児期 支援事業のご案内

制度の概要

出産・育児のため休業する家族及び正社員の代替となる人材を雇用するための費用について1/2を助成します。

対象期間

出産予定日6週前(双子は14週前)から1歳になる日の前日まで(やむを得ない場合の延長規定あり)

対象経費

書面で確認できる雇用賃金等

助成上限額
100万円

ご利用について

詳しい情報は

事業の要綱・要領等は当財団HPに掲載しております。
右記のQRコードよりアクセスしてご確認下さい。



問合せ窓口

事業のご利用にあたっては、下記にご相談ください。
(公財)東京都農林水産振興財団
農業支援課 担い手支援係
042-528-1357
ninaite-ikusei@tdfaff.com

是非ご利用ください。



農業者出産・育児期支援事業



Q&A

～よくあるご質問～



申請者

申請できる人は？

認定農業者・認定新規就農者・家族経営協定を結んでいる農業者が申請できます。

対象者

休業の対象となる人は？

申請者本人、家族（農業従事日数150日／年以上）及び正社員の休業が対象となります。

対象経費

何が助成されますか？

代替人材の雇用経費（賃金・通勤手当・労災保険料・雇用保険料等）の2分の1を助成します。

対象期間

いつからいつまで助成されますか？

労働基準法で定められている産前休業期間から、生まれた子が1歳となる前日までが対象です。

期間延長

やむを得ない場合の延長とは？

1歳を過ぎて保育園に入園できなかった証明書を添えて、対象期間の延長申請が可能です（1歳以降100万円／年）

申請時期

いつから申請できますか？

出産予定日が明らかになれば、申請可能です。交付決定前の雇用は助成できません。雇用契約前に申請をお願いします。

確認書類

雇用契約書が必要ですか？

休業中の代替を目的に人材を雇用するため、新たな契約を結んで下さい。

支払時期

助成金はいつ支払われますか？

対象期間を6か月毎の期に区切り、各期毎に報告をいただき、都度お支払いします。

その他...

ご不明な点はご遠慮なくお問合せ下さい。

(公財)東京都
農林水産
振興財団
農業支援課
042-528-1357

